

[6.6.0.9]意匠調査における共通事項－侵害防止調査

実施を検討していたデザインが、すでに他者により権利化されていた場合、事前に把握することができれば他者の権利侵害を未然に防ぐことができる。

1) 基礎知識・準備編

海外意匠を対象に侵害防止調査を行う場合、検索項目としてはロカルノ分類を指定する方法、物品名を指定する方法、これらを組み合わせる方法などがある。

検索対象とするロカルノ分類は、基本的には無効化したい意匠に付与されている分類となる。それ以外の分類を設定する場合には、調べようとしている国・地域の特許庁が提供しているデータベースにアクセスし、物品名に KWを入れ検索し、HIT した意匠に付与されているロカルノ分類を参照・確認するという方法がある。なお、ロカルノ分類の定義については WIPO の以下の資料より参照できる。

<http://www.wipo.int/classifications/nivilo/locarno/index.htm#>

なお、意匠権には存続期限（国・地域ごとに様々）があることから、出願日などを検索条件に加えることで効率的に調査を行うことが可能となる。また意匠権は国ごとに発効しているため、調査対象国は製品を販売する予定の国とすれば良い。

Point

製品を販売する予定の国を調査対象国とし、さらに意匠権の存続期限（国・地域ごとに様々）に絞ることで効率的に調査することができる。
ロカルノ分類や物品名などを利用し、網羅的に調査することが重要である。
意匠権は国ごとに発効しているため、調査対象国は製品を販売する予定の国とすれば良い。